



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕 介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊 輔
電話番号 03-5786-3900

第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ

今般、当社は、本日の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式の募集を行うことについて決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 26 年 5 月 30 日 (金)
(2) 発行新株式数	9,000,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 54 円
(4) 発行価額の総額	486,000,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 27 円
(6) 資本組入額の総額	243,000,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当増資 R-1 合同会社 5,000,000 株 谷内田澄男 3,000,000 株 佐久間浩人 1,000,000 株
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく、 有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成 23 年 5 月 13 日付「株式の併合に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、確たる事業計画のないエクイティ・ファイナンスは実施しない方針を掲げております。

当社の連結及び個別財務諸表には、平成 20 年 3 月期決算から平成 26 年 3 月期決算まで、「継続企業の前提に関する注記」が記載されております。

また平成 24 年 5 月 21 日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（以下「S P R 社」という）が静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン公園・伊豆ぐらんぱる公園等の不動産は、不動産に付された根抵当権の登記名義人と称する株式会社ケプラム（東京都新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 5 号、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）より競売を申立てられ、平成 24 年 5 月 17 日に静岡地方裁判所沼津支部より競売開始決定の通知を受けております（以下「競売事件」という）。これを受けて、平成 24 年 6 月 29 日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、S

P R社は平成24年6月29日に、同社の保有物件に係る根抵当権設定登記の抹消を求める訴訟(以下「根抵当権抹消に係る訴訟」という)を提起しております。根抵当権抹消に係る訴訟につきましては、平成24年10月24日の第1回期日以来9回の口頭弁論が開かれたほか、準備書面によっても双方の主張が交わされてきており、次の口頭弁論は平成26年5月下旬の予定です。

S P R社は、平成26年3月期決算において当社グループの売上比率において82.47%を占めており、当社グループの中核子会社です。万が一、S P R社が保有する不動産に係る競売が進行する場合、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼすことが予想され、現行の事業の継続が不可能となる可能性もあります。

このような中で、当社は、平成25年5月14日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」及び同年6月3日付「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、第三者割当増資により2億65百万円の資金調達を実施しました。かかる資金の使途としては、その内、1億3百万円を平成25年6月にS P R社の大樹リサーチ&コンサルティング株式会社(旧商号:大樹総研株式会社、東京都中央区銀座七丁目2番22号、代表取締役:池田健三郎)からの借入金に係る元利金の返済に、12百万円を平成25年7月までに当社の公租公課の支払いに、31百万円を平成25年6月から平成26年3月までに監査報酬、証券代行手数料をはじめとする上場維持費の支払いに、48百万円を平成25年5月から平成26年5月までに伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆海洋公園の設備資金の支払いに、68百万円を平成25年6月から平成26年5月までにS P R社の過年度延滞分を含む公租公課の支払いに、3百万円を平成25年4月から同年7月までに第三者割当増資に係る経費の支払いに、それぞれ充当し全額を支出済です。

当社は、現状当社グループはケプラム社の関連で3件の裁判(競売事件、根抵当権抹消に係る訴訟及びS P R社の賃料支払債務に対する平成24年8月7日付の差押命令に基づいてケプラム社が平成24年12月26日に当社を相手取って提起した8百万円の支払いを求める訴訟)を抱えており、今後も裁判に係る多額の資金が必要となること、またS P R社が所有する不動産に係る競売申立てに起因するレピュテーション・リスクにより金融機関からの資金調達が困難な状況であることから、平成26年3月期決算においても当社の連結財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」が記載されており、連結財務諸表における現金及び預金が1億85百万円、当座比率が77.50%と低い水準となっており、脆弱な財務状態が続いております。なお、平成26年2月に、東京地方において16年ぶりにひと冬2回の大雪警報が発令され、2週間続けて週末に大雪が発生し、一部の運営施設が閉鎖を余儀なくされたことにより、さらに資金繰りは悪化しました。

こうした中、当社は、現状の事業を維持・拡大し株式の上場を維持するとともに財務の健全性を確保するため、i) 裁判に係る資金、ii) 設備投資に係る資金、iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及びiv) 上場維持費用を外部から調達する必要があります。それぞれの資金使途の詳細については後述いたしますが、当社では、競売の開始決定から2年近くが経過し将来的に競売事件の進行がなされるリスクも無視できない状況のもと、ケプラム社との根抵当権抹消に係る訴訟の経過や今後のスケジュール等の見通しも念頭に置いて、こうした必要資金の全額を現在の環境下で速やかに調達することが株主全体の利益に最も適うものと判断しております。

そのため、当社は昨年来、様々な資金調達方法について検討をしております。

最も優先すべき事項として、金融機関からの間接金融による資金調達を検討いたしましたが、重要な資産に係る訴訟の係属を含む前述のような状況により、金融機関からの資金調達はできませんでした。

次に、資本金の資金調達である直接金融による資金調達を検討いたしましたが、S P R社が保有する不動産に係る競売申立てに起因するレピュテーション・リスクがある中で公募増資の実施は実質的に不可能であり、また株主割当増資や新株予約権発行によるファイナンスについては、発行後の資金調達額が必要額を大きく下回る可能性があることなどから、裁判に係る資金等を含

めた資金を短期的かつ確実に調達する必要性に鑑みて、当社にとっては適切な選択肢ではないと判断いたしました。

そこで、今般、当社は第三者割当による新株式の発行による調達を行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額	486,000,000 円
発行諸費用概算額	8,289,000 円
差引手取概算額	477,711,000 円

※ 発行諸費用は、登記費用 1,701,000 円、調査会社費用 5,292,000 円、法律意見書費用 324,000 円及び第三者委員会設置費用 972,000 円を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
裁判に係る資金	308百万円	平成26年7月から平成27年3月迄の間のいずれかの時点
設備投資に係る資金	63百万円	平成26年6月から平成27年1月迄
滞納している公租公課や退職金の未払いの解消	67百万円	平成26年6月から平成27年3月迄
上場維持費用	40百万円	平成26年6月から平成27年3月迄
合計	478百万円	

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記の必要資金については、できる限り自己資金で賄うべきであるとの考え方もあり得ます。しかしながら、当社グループの事業の状況をみると、事業構造として毎月、月中に運転資金支出を必要とするエンターテインメント事業を抱えているほか、レジャー事業に関しては、リスクマネジメントに鋭意注力しているとはいえ、産業の特性として本質的に景気動向、天候、天災、暦などの影響を受けやすく、集客者数及び売上動向についてボラティリティの高いビジネスであります。一方で、平成26年3月期末現在の連結財務諸表における現金及び預金の残高は1億85百万円であり、季節による入場者数の変動等に起因する通常の運転資金ニーズ、什器備品等に係る経常的な更新需要並びに天候、天災、景気動向等による収益の変動リスクを考慮すると、手元現預金は潤沢な水準とはいえ、当該資金の拠出が困難な状態にあります。

(i) 裁判に係る資金

裁判に係る資金については、具体的にはS P R社による担保権不存在確認の訴えを本案とする担保権実行禁止の仮処分に係る供託金として、3億8百万円を予定しています。支出時期は、平成26年7月から平成27年3月までの間のいずれかの時点となると見込んでおりますが、裁判や訴訟の推移に依存する面があり、明確な時期は未定です。当社顧問弁護士の助言も得て算定した供託金の見積り額の根拠は以下のとおりです。

司法修習所「民事弁護教材改訂民事保全（補正版）」によると、仮の地位を定める仮処分の担保基準について、「損害額を算定する要素が一定でないから、一般的基準を定めることは困難である。」としながらも、（抵当権実行禁止、建築禁止などの）「申立て内容に応じた類型化がなされ、」一応の目安があるとしています。またその目安について、「抵当権実行禁止は、原則として債権額か目的物価格のいずれか低い額を基準とする。但し、対象が建物の場合には土地の利用権価格を含める。対象が一団の複数の土地の一部の場合には、土地全体の価格を適宜考慮する。」とした上で、債権額の30%から80%又は目的物価格の30%から80%が

担保基準であるとしています。

S P R 社が保有する不動産に係る競売申立てにおいては、自らがかかる不動産に付された根抵当権の担保権者であると主張しているケプラム社が、債務者である株式会社 I C P（東京都港区赤坂三丁目 12 番 11 号、代表取締役：趙裕燦）に対して有するとしている被担保債権額は 81 億 78 百万円で、その内競売事件の請求債権額が 30 億円である一方、S P R 社が保有している競売申立ての対象となる不動産の価格（固定資産税評価額）の総額は 10 億 26 百万円となっており、前述の担保基準に当てはめると、目的物価格である不動産の価格が基準とされ、その 30%から 80%が担保の金額となります。よって、一応の目安として想定される供託金の額は 3 億 8 百万円から 8 億 21 百万円の間となります。

このように S P R 社が担保権不存在確認の訴えを本案とする担保権実行禁止の仮処分を申立てた場合、必要となる供託金の額は、上記の原則によればおよそ 3 億 8 百万円から 8 億 21 百万円の間であることが想定されますが、当社では、今般の競売が申し立てられた当初から、その不当性・不法性が明らかであると認識しており、2 年近くにわたる根抵当権抹消に係る訴訟を経ても、かかる認識に変化はありません。

よって、S P R 社が担保権不存在確認の訴えを本案とする担保権実行禁止の仮処分を申立てた場合に適用される供託金は、前述の原則的な担保基準を参照しつつ、競売申立てそのものの不当性に鑑みて適正・適切な水準に設定されるものと考えております。但し、かかる仮処分申立て時に実際に適用される供託金が上記の当社見積額である 3 億 8 百万円を上回るかあるいは下回り、その結果上記見積額に過不足が生じた場合は、その時点で改めて適時適切に開示を行います。

(ii) 設備投資に係る資金

設備投資に係る資金は、伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆海洋公園を中心に施設、設備や什器の老朽化が進行する中で、安全管理及び法令遵守の観点から必要となっているもの及び主要施設の夜間営業に対応するものであり、現在のレジャー事業の事業価値を維持する観点でも支出すべきものです。

安全管理及び法令遵守の観点から必要なものとしては、伊豆シャボテン公園の全シャボテン温室の消防設備の設置及び受電所改修工事 15 百万円、伊豆海洋公園のダイビングタンクの法定使用期限による入れ替え 8 百万円及びプール等の安全フェンス設置 1 百万円及び伊豆四季の花公園の落石箇所工事 1 百万円であります。なお、S P R 社は前期も安全管理及び法令遵守の観点から必要な設備投資を行っておりますが、これは伊豆ぐらんぱる公園の汚水処理設備への投資、伊豆シャボテン公園の浄化槽の改修、伊豆ぐらんぱる公園のフロントシステムの導入等を中心とするものでした。また伊豆海洋公園ダイビングセンターのダイビングタンクの法定使用期限による入れ替えは前期も行っておりますが、これは同施設で保有するダイビングタンクおよそ 1,500 本の内、法定耐用年数を経過したものについて毎年順次入れ替えを行うものです。

こうした必要不可欠な設備投資について、増資の手取金を充当せざるを得ない状況が続いておりますが、当社グループ連結ベースで平成 25 年 3 月期に営業黒字を計上して以降黒字基調が継続し、未払金の精算や有利子負債の返済も進行しており、永年保留されていた更新投資が着実に実施されてきていることから、近時の業況が継続すれば来期以降は内部留保で賄うことが可能となると考えております。

またレジャー事業の主要施設である伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぼーとについては、設備稼働率を上げて増収を図るため、今年度より夜間営業を行う計画であります。これを集客に繋げるための照明設備設置資金として 38 百万円を予定しております。

上記の設備を全て合計した平成 26 年 6 月から平成 27 年 1 月までの投資予定額は 63 百万

円になります。なお、当社では上記の他に、伊豆シャボテン公園における動物の展示施設、伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぽーとにおける新たな営業用施設及び設備並びに伊豆海洋公園における防犯施設等について平成 26 年 6 月から平成 27 年 4 月までの間に総額 62 百万円の設備投資を予定しておりますが、これにつきましては手許現預金の一部及び今期中の営業キャッシュ・フローによって賄う予定です。

(iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消

当社では平成 23 年 3 月期まで連結ベースの経常損益、最終損益とも赤字決算が 5 期継続し、その後も資金が恒常的に不足しておりました。そのため、支払いが困難な社会保険料や社員の退職金を分割払いする状況が続いております。

社会保険料につきましては、平成 23 年 5 月までに未払いになったものを分割して支払っており、平成 26 年 3 月期は平成 25 年度分 14 百万円に加え、過年度の延滞分 26 百万円を支払いましたが、それに加えて、平成 26 年 6 月から平成 27 年 3 月までに、延滞金 6 百万円を含む 27 百万円の納付が必要です。その金額が納付できれば、過年度から延滞している社会保険料の納付は完了となります。

未払いの退職金につきましては、平成 26 年 6 月から平成 27 年 3 月までに、過去に退職した社員 4 名の退職金合計 11 百万円を支払う約束となっております。平成 27 年 3 月までにその金額及び今後発生する他の退職金の支払いが行えた場合、平成 27 年 3 月末時点での未払い退職金残高は 2 百万円となる見込みです。

そのほかに平成 25 年度分の消費税 10 百万円、平成 25 年度分及び平成 26 年度分の固定資産税等 19 百万円の支払いを予定しており、平成 26 年 6 月から平成 27 年 3 月までに、総額で 67 百万円の支払いとなります。

こうした未払金の精算について、増資の手取金を充当せざるを得ない状況が続いておりますが、当社グループ連結ベースで平成 25 年 3 月期に営業黒字を計上して以降黒字基調が継続し、こうした負債の残高が着実に減少していることから、近時の業況が継続すれば来期以降は内部留保で賄うことが可能となると考えております。

(iv) 上場維持費用

監査法人、証券代行手数料、株主総会費用など、平成 26 年 6 月より平成 27 年の 3 月までに支払いが必要となる上場維持費用の総額は合計 40 百万円になります。こうした費用の支払いについて、増資の手取金を充当せざるを得ない状況が続いておりますが、当社グループ連結ベースで平成 25 年 3 月期に営業黒字を計上して以降、黒字基調が継続しており、債務等の精算も進行していることから、近時の業況が今後も継続すれば来期以降は内部留保で賄うことが可能となると考えております。

上記のとおり、本第三者割当増資によって調達する資金の用途は、当社グループの事業の継続に必要な不可欠なものもしくは当社の事業・業績の拡大につながるものです。また本第三者割当増資によって自己資本の増強及び財務の安定化(平成 26 年 3 月末時点の財政状態を基に本第三者割当増資の効果を試算したところ、自己資本比率は 55.51%から 68.50%に上昇するとの結果となりました。)がもたらされ、ひいては企業価値及び株主価値の向上が見込まれるため、資金用途として合理的であると判断しております。なお、本第三者割当増資の手取金につきましては、当社の経常的な入出金を行う口座とは別の銀行口座に入金の上、上記の用途に充当していく予定です。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資における発行価額につきましては、割当予定先である R-1 合同会社、谷内田澄男氏及び佐久間浩人氏（以下あわせて「割当予定先」という）との協議の結果、本

第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日（平成 26 年 5 月 13 日）から遡る直近 1 ヶ月間（平成 26 年 4 月 14 日から平成 26 年 5 月 13 日まで）の東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社株式の終値の平均の額 59.42 円に 9.12%のディスカウント率を乗じた金額である 54 円といたしました。当該発行価額は、当社株価が平成 26 年 3 月中旬以降から 4 月末まで概ね 60 円以下で推移しており直近 1 ヶ月間の当社株式の売買代金が 1 日平均 10 百万円強と本第三者割当増資による株式の発行総額と比較して当社株式の流動性が低い状況、平成 26 年 3 月期決算においても当社の連結及び個別財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付されていることを含む当社の経営成績及び脆弱な財務状態、前記 4「調達する資金使途の合理性に関する考え方」記載のとおり本第三者割当増資によって調達する資金は当社グループの財務の健全性を保持し事業を継続・拡大するために必要不可欠であること、平成 24 年 5 月 17 日付でケプラム社より S P R 社が保有している不動産に対して競売を申立てられていることなどを勘案し、割当予定先と協議いたしました。その結果、事業の重要な部分についてその継続に係るリスクが顕在化しており、流動性が低い当社の株式取得にまとまった額の資金を投ずることに対する補償として、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日から遡る直近 1 ヶ月間の終値の平均の額からディスカウントした株価を発行価額とすることはやむを得ないと判断いたしました。そこで、日本証券業協会が公表した平成 22 年 4 月 1 日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協指針」という）を念頭に置いて検討し、割当予定先と調整した結果、上記の発行価額を決定いたしました。直前営業日の終値を使用しなかった理由は、当社の状況に特段の変化がないにもかかわらず平成 26 年 5 月 2 日から直前営業日である 5 月 13 日までのわずか 6 営業日で出来高の急増（平成 26 年 4 月の 1 日平均出来高が 76,933 株であったのに対し、この 6 営業日の 1 日平均出来高は 314,383 株）及び株価の上昇（平成 26 年 5 月 13 日の TOPIX 終値は同年 5 月 1 日の終値に対し 0.33%の下落であったのに対し、当社株式の終値はこの間に 8.33%の上昇）が認められ、また当社株は流動性が限られており、事業に係るリスクの存在等により憶測や一部の投資家の思惑によって株価が変動する可能性もあることから、必ずしも会社の価値を反映しているとは言い切れないと判断したためであります。また直前営業日から遡る直近 3 ヶ月間の終値の平均の額や直近 6 ヶ月間の終値の平均の額ではなく直近 1 ヶ月間の終値の平均の額を採用した理由は、より近時の市場実勢を発行価額に反映していることから合理性があると判断したためであります。

当該発行価額は、取締役会決議の直前営業日（平成 26 年 5 月 13 日）の当社株式の終値 65 円からは 16.92%のディスカウント率、取締役会決議の直前営業日から遡る直近 3 ヶ月間（平成 25 年 2 月 14 日から平成 26 年 5 月 13 日まで）の当社株式の終値の平均の額 59.08 円からは 8.61%のディスカウント率、直近 6 ヶ月間（平成 25 年 11 月 14 日から平成 26 年 5 月 13 日まで）の当社株式の終値の平均の額 63.86 円からは 15.43%のディスカウント率となっております。

当社は、平成 26 年 5 月 14 日に、本第三者割当増資について、当社及び割当予定先と利害関係のない第三者である新橋辻法律事務所より、当該発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する法律意見書を取得しており、同意見書の結論には「本件払込金額は、前記割当予定先に特に有利な金額とはいえないものと考えます。」と記載されております。

以上を総合考慮して、当社取締役会は、当該発行価額につきまして、当該発行価額が日証協指針に準拠しており、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前日の株価に市場全体の動向や当社の業績要因等によっては説明不可能な不自然な上昇がみられ、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前日の当社株式の終値を用いることが相当でない、または真にやむをえない事情があるといえるための合理的理由が認められたため、諸事情を十分に斟酌して、総合的な判断から、当該発行価額は割当予定先に特に有利ではないものと判断いたし

ました。さらには当該発行価額が割当予定先に特に有利ではないため、法令に従いまして、株主総会ではなく取締役会において本第三者割当増資の決議をすることにつきましても、機動的な資金調達の実現性等総合的な判断から、慎重かつ適正に合理的に判断して意思決定をしております。

なお、当社監査役全5名は、本第三者割当増資の有利発行該当性に係る意見を含む意見書を作成し、その中で、「第三者割当に関する当社取締役の業務執行の適法性」について問題となる点がない旨を述べ、また取締役らが有利発行不該当を検討するにあたり、①日本証券業協会の指針を考慮したか、②割当先がディスカウントにより経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、発行条件、割当先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の諸観点から、当該ディスカウント率の合理性について十分な検討を行ったか、③有利発行不該当性に関する専門的事項について、会社法を専門分野とする弁護士、評価機関等の外部専門家の意見等を取得した上で判断したか、また意見を取得している場合には意見を述べるのに必要な前提事実等を会社として十分に説明した上で意見を取得しているかの各点について確認した上で、「発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性」の当社取締役の判断について法令・定款に違反する重大な事実は認められない旨を述べております。なお、同意見書は、監査役監査の具体的なベストプラクティスを示した公益社団法人日本監査役協会が公表した平成22年4月8日付「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」を参考に作成されており、作成にあたっては当該発行価額が決定するに至った客観的資料の吟味を前提として、当社取締役会における議論、本第三者割当増資の担当取締役へのヒヤリング・質問などの検証方法が採られております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新規株式9,000,000株の発行により、平成26年5月14日現在の発行済株式総数26,496,537株に対して33.96%の割合で、同じく議決権総数261,842個に対して34.37%の割合で、希薄化が生じることとなります。また本第三者割当増資の後、割当予定先が将来的に割当てられた株式を保有し続ける保証はなく、割当てられた株式が売却された場合には当社株式の流動性が高まるとともに、状況によっては需給動向を悪化させる要因となり得ます。しかしながら、割当予定先は、当社が現在の困難な状況にある中、本第三者割当増資に応じて頂ける先であり、ロックアップに関する同意は得られていないものの、発行後も当社の経営状態等に関する対話が可能であり、経営努力に関しご理解を頂けるものと判断しております。

以上のことを考慮した上で、当社では、本第三者割当増資により調達した資金を当社の事業を継続するうえで必要不可欠である i) 裁判に係る資金、ii) 設備投資に係る資金、iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及び iv) 上場維持費用に充当する予定であり、これによる自己資本の増強及び財務の安定化は、当社の事業・業績の維持及び拡大、ひいては株主共同の利益に繋がるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資は、当社が抱える課題を解決するために必要な資金を調達するものであり、当社既存株主の利益に資するものであることを考慮すれば、本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の規模は、資金使途、調達額等と照らして、合理的な範囲のものであると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① R-1 合同会社

(1) 名	称	R-1 合同会社
-------	---	----------

(2) 代 表 者	代表社員 池田 拓弥		
(3) 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号		
(4) 事 業 内 容	経営コンサルティング業務		
(5) 資 本 金 の 額	金100万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成25年2月26日		
(7) 発 行 済 株 式 総 数	—		
(8) 事 業 年 度 の 末 日	1月31日		
(9) 従 業 員 数	3名		
(10) 主 要 取 引 先	なし		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行		
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	レクセム証券株式会社 90%、池田拓弥 10%		
(13) 当 社 と の 関 係 等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	当社顧問が、割当予定先の筆頭株主の顧問を務めております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：千円)		
	平成24年1月期	平成25年1月期	平成26年1月期
純 資 産	—	—	733
総 資 産	—	—	733
1株当たり純資産	—	—	—
売 上 高	—	—	—
営 業 利 益	—	—	▲266
経 常 利 益	—	—	▲266
当 期 純 利 益	—	—	▲266
1株当たり当期純利益	—	—	—
1株当たり配当金	—	—	—

② 谷内田澄男氏

氏 名	谷内田澄男
住 所	東京都豊島区
職 業	会社役員
上場会社と 当該個人の関係	当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

③ 佐久間浩人氏

氏 名	佐久間浩人
住 所	東京都杉並区
職 業	会社役員
上場会社と 当該個人の関係	当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の背景事情と資金ニーズを理解し支援して頂ける割当予定先を探しておりましたところ、平成 26 年 4 月に当社顧問（以下「当該顧問」という）が、当該顧問が親会社の顧問をしている R-1 合同会社、当該顧問の 30 年来の知人である谷内田氏及び当該顧問の大学の後輩である佐久間氏に対し当社の経営状態などの説明を行い、また同月に当該顧問の紹介により、当社代表取締役社長の小松裕介が割当予定先に対し当社の経営状態、資金的窮状とケプラム社による一連の係争に係る当社の考え方について追加説明を行いました。

そして今般、当社の第 38 期有価証券報告書、平成 26 年 3 月期第 3 四半期報告書、平成 26 年 3 月 31 日付会社説明資料、会社概要、当社グループの主力事業であるレジャー事業にかかるパンフレットやチラシ、ケプラム社による一連の係争にかかる当社適時開示資料に基づいて割当予定先と十分に協議し、当社グループの経営戦略及び本第三者割当増資案をご理解いただいた上で、割当予定先を選定いたしました。選定に際しては、株主一般の利益を尊重する現在の経営方針を前提に、グループの主要な資産に係る競売の開始決定がなされている困難な状況の中で、資金的なご協力を頂くことを優先し、特段の条件等は設けませんでした。

割当予定先は当社が認識している情報において、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が暴力団等である事実、暴力団等がいずれかの割当予定先に関与している事実、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所へ提出しています。

なお、割当予定先と反社会勢力との関係については第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号、代表取締役：古野啓介）においても調査されており、問題ないと報告を受けております。

また当社は、割当予定先の信用調査とヒヤリングを行い、割当予定先に実態があることはもちろん、割当予定先に十分な資産背景があり本第三者割当増資の払込みに要する資金は余裕資金か又は関係会社等からの借入金にて対応することを確認しており、割当予定先を選定することは適切であると考えております。

なお、本第三者割当増資の払込日以降、払込を完了した割当予定先に対し、平成 26 年 6 月下旬に予定している当社の定時株主総会に係る議決権を付与するかどうかは現状未定です。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先の各保有方針について割当予定先に口頭で確認したところ、R-1 合同会社につきましては、投資収益が確定できる局面では売却の可能性もあるとのことで、保有期間に係る確認は得られませんでした。それ以外の割当予定先からは、概ね 1 年以上の期間にわたり当社株式を保有する方針である旨の回答を受けております。当社経営に関しては、いずれの割当予定先にも現在の経営方針をご理解頂いており、本第三者割当増資の条件として役員や社員の派遣については求められておりません。

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資により取得した当社株式に関し、払込期日より 2 年間においてその全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が株式会社東京証券取引所に対し当該譲渡内容を報告すること、並びに株式会社東京証券取引所が当該報告内容を公衆の縦覧に供することに同意する旨の確約書を取得予定です。なお、当社は平成 26 年 4 月 8 日付「(経過報告) 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告に関するお知らせ」及び同月 24 日付「(経過報告 2) 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、平成 25 年 6 月 3 日に第三者割当により割り当てた当社株式の割当先と同様の確約書を締結し

たにもかかわらず、割当先から譲渡報告を得ることができませんでした。そのため前回の割当先による不履行を踏まえて、当社は、割当予定先に対して、確約書ドラフトを提示して、詳細かつ入念に、確約書について説明を行った上で、確約書の内容を遵守いただくことの重要性について特に強調して説明し、口頭で了承を得ました。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が本第三者割当増資に必要な資金を十分に保有することを、各割当予定先より、直近の預金通帳の写し又は証券口座の取引残高報告書の写し等関連する資料の提出を受け確認しております。

R-1 合同会社につきましては、平成 26 年 5 月 7 日に、同社の親会社の親会社の子会社に当たる会社が持つ手許資金より 1 億 50 百万円を借り入れることにより必要資金の一部を調達しており、残額の 1 億 20 百万円も払込期日までに同じ会社の手許資金から借り入れる予定とのことです。かかる借入金の金利は年利 5%、融資期間は借入日から 5 年間とのことです。

谷内田澄男氏につきましては、多額の証券等の資産を保有しており、払込期日までにかかる資産を資金化して払い込みに対応する予定とのことです。

佐久間浩人氏につきましては、同氏が全発行済株式を保有する株式会社キャスト（東京都中野区中央二丁目 2 番 31 号、代表取締役：鈴木純史）が持つ手許資金から払込期日の前日である平成 26 年 5 月 29 日までに 35 百万円を借り入れ、残額の 19 百万円は同氏が保有する他社の株式の売却により準備する予定とのことです。かかる借入金の金利は年利 3%、融資期間は借入日から 1 年間とのことです。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年 3 月 31 日現在）		募集後	
東拓観光有限会社	10.28%	R-1 合同会社	14.09%
南 元一	5.13%	谷内田澄男	8.45%
上田 和彦	4.72%	東拓観光有限会社	7.68%
株式会社アド・スペース	4.72%	南 元一	3.83%
株式会社危機管理室	4.72%	上田 和彦	3.52%
株式会社プロキューブ	4.72%	株式会社アド・スペース	3.52%
大山 博之	4.67%	株式会社危機管理室	3.52%
ロイヤル観光有限会社	2.64%	株式会社プロキューブ	3.52%
小島 一元	1.73%	大山 博之	3.48%
山河企画有限会社	1.70%	佐久間浩人	2.82%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資による新株式の発行が平成 27 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、現段階では軽微なものに留まると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての判断の内容については、上記 2 「募集の目的及び理由」及び 4 「調達する資金使途の合理性に関する考え方」にて記載のとおり、当社は昨年来、様々な資金調達方法について検討をしております。

最も優先すべき事項として、金融機関からの間接金融による資金調達を検討いたしました。が、重要な資産に係る訴訟の係属を含む前述のような状況により、金融機関からの資金調達はできませんでした。

次に、資本金の資金調達である直接金融による資金調達を検討いたしました。S P R 社が保有する不動産に係る競売申立てに起因するレピュテーション・リスクがある中で公募増資の実施は実質的に不可能であり、また株主割当増資や新株予約権発行によるファイナンスについては、発行後の資金調達額が必要額を大きく下回る可能性があることなどから、裁判に係る資金等を含めた資金を短期的かつ確実に調達する必要性に鑑みて、当社にとっては適切な選択肢ではないと判断いたしました。

本第三者割当増資による新規発行株式数 9,000,000 株は、平成 26 年 5 月 14 日現在の発行済株式総数 26,496,537 株に対して 33.96%の割合で、同じく議決権総数 261,842 個に対して 34.37%の割合で、希薄化が生じることとなります。また本第三者割当増資の後、割当予定先が将来的に割当てられた株式を保有し続ける保証はなく、割当てられた株式が売却された場合には当社株式の流動性が高まるとともに、状況によっては需給動向を悪化させる要因となり得ます。

しかしながら当社は、本第三者割当増資により調達した資金を当社の事業を継続するうえで必要不可欠である i) 裁判に係る資金、ii) 設備投資に係る資金、iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及び iv) 上場維持費用に充当する予定であり、これによる自己資本の増強及び財務の安定化は、当社の事業・業績の維持及び拡大、ひいては株主共同の利益に繋がるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資は大規模な第三者割当となりますが、当社が抱える課題を解決するために必要な資金を調達するもので、必要性があります。

また本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の規模は、資金使途、調達額等と照らして、合理的な範囲のものであり相当性があります。

本第三者割当増資は、希薄化率が 25%以上となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手または当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意見確認手続きのいずれかが必要となります。

そこで、当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である高野洋一弁護士（高野洋一弁護士事務所）を委員長、三上拓馬弁護士（先端法法律事務所）及び藤岡大祐公認会計士（藤岡公認会計士事務所）を委員とする 3 名によって構成される第三者委員会に、本第三者割当増資に関する諮問を行いました。当社は、第三者委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本第三者割当増資に係る募集株式発行の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の使途、発行条件の適法性、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関して詳細に説明を行い、第三者委員会はこれを踏まえて当社の業績、財政状態、財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付記されている状況、無配が継続している状況、競売事件等の状況、財務や資金調達活動の状況、本第三者割当増資の手取金の使途及び発行条件等、当社株式の市場での売買及び株価の状況等を前提として、本第三者割当増資の必要性並びにファイナンス・スキームとしての相当性、本払込金額の相当性、発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性について慎重に審議・検討を行いました。

その結果、第三者委員会は、本第三者割当増資の必要性については、次に掲げる理由により、一定の必要性が認められるとしました。

すなわち、①平成 20 年 3 月期決算以来当社の決算書に「継続企業の前提に関する注記」が付記されており、資金繰り状況の悪化が常態化していること、②当社の主力事業の業績は繁忙期の天候や地震の不発生、景気動向等に大きく左右される性質をもっており、業績不振の場合の営業費用等の運転資金ニーズに対応するため、一定の手元流動性を常に保持する必要

があること、③本第三者割当増資の資金使途の内、裁判に係る資金は、当社グループの中核子会社であるSPR社の訴訟遂行上不可欠な資金であり、当該資金が調達できずSPR社が保有する不動産に係る競売が進行する場合、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼすことが予想され、現行の事業の継続が不可能となる可能性が高いこと、また裁判に関して実際に必要となる資金は3億8百万円を上回る可能性もあり、その際は手元資金を充当する必要があるため、裁判に係る資金を内部資金で賄うことは不適切であること。更に設備投資に係る資金、滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及び上場維持費用は、当社運営上当たり前に費消される性格のものであり、上記のとおり手元資金にて充当することが不適切な状況であることから、外部調達が必要な資金であること。

また第三者委員会は、本第三者割当増資の相当性について、資金調達スキームの相当性、発行条件等の相当性及び発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性の観点から、合理的かつ相当なものとしてしています。

その内容としては、①借入金による資金調達は、当社が重要な裁判を抱えていることから、公募増資は主要な不動産が競売の申立てを受けているため主幹事証券会社のなり手がなくことから、株主割当増資や新株予約権発行によるファイナンス・スキームは、発行後の資金調達額が必要額を大きく下回る可能性があることから、それぞれ実行困難であるか又は選択することが困難であるのに対して、第三者割当増資は、短期間で確実に必要な資金を調達し自己資本の増強を図ることができるため、資金調達スキームとして相当性があること、②本払込金額は、直近1ヵ月間の貴社株価の終値の平均に9.12%のディスカウント率を乗じた金額であり、日証協指針に準拠しており、当社株式の流動性及びリスクの存在に鑑みて相当性があること、③本第三者割当増資により増加する発行株式数は900万株であり、平成26年5月14日における普通株式の発行済株式総数の33.96%にあたること、本第三者割当増資により、平成27年3月期決算の業績予想はEPS3.78円から2.94円へと減少することになるが、当該資金を調達しない場合、当社グループの主要資産に係る競売が進行して該当する事業の継続が不可能となるリスクが顕在化しており、競売が実行された際のEPSはマイナスの数値となることを想定されることを考慮すると、本第三者割当増資は当社財務状況の安定化を通じ株主持分の減少を回避する目的をもっているため、相当性があることとあります。

上記の結果、当社は、第三者委員会から、平成26年5月14日付で、「当社の業績、財政状態、財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付記されている状況、無配が継続している状況、競売事件等の状況、財務や資金調達活動の状況、本第三者割当増資の手取金の使途及び発行条件等、当社株式の市場での売買及び株価の状況等を前提として、本第三者割当増資の必要性並びにファイナンス・スキームとしての相当性、本払込金額の相当性、発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性について検討の結果、本第三者割当増資は必要性及び相当性があると思料する。」との趣旨の意見書を受領しました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	2,100	2,060	2,141
営業利益	△20	9	24
経常利益	8	36	64
当期純利益	48	157	93
1株当たり当期純利益（円）	2.25	7.32	3.65
1株当たり純資産（円）	6.01	13.90	24.69

※ 当社は、平成23年7月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。
平成24年3月期は、当該会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

(平成26年3月31日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	26,496,537株	100%
現時点の潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	5円	57円	82円
高値	87円	113円	104円
安値	3円	31円	47円
終値	56円	85円	58円

※ 当社は、平成23年7月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。

② 最近6ヶ月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	70円	69円	68円	67円	59円	59円
高値	80円	83円	82円	68円	62円	63円
安値	66円	62円	65円	58円	56円	53円
終値	70円	68円	68円	59円	58円	59円

③ 取締役会決議の直前営業日における株価

	平成26年5月13日
始値	65円
高値	69円
安値	62円
終値	65円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

発行期日	平成25年6月3日(月)
発行新株式数	5,000,000株
発行価額	1株につき53円
発行価額の総額	265,000,000円
割当先	第三者割当の方法により、5,000,000株を上田和彦に割り当てる。
発行時における資金用途	① 大樹総研株式会社に対する借入金残額1億円の弁済 ② 安全管理並びにコンプライアンスの観点から必要不可欠な設備投資費用 ③ 当社グループにおいて滞納している公租公課の支払いの解消 ④ 監査法人、証券代行手数料、株主総会費用など上場維持に係る費用
発行時における支出予定時期	平成26年3月迄
現時点における	発行時における資金用途に全額充当済

1 1. 発行要領

(1) 発行新株式数	9,000,000 株	
(2) 発行価額	1 株につき 54 円	
(3) 払込金額の総額	486,000,000 円	
(4) 資本組入額	1 株につき 27 円	
(5) 資本組入額の総額	243,000,000 円	
(6) 払込期日	平成 26 年 5 月 30 日 (金)	
(7) 割当予定先及び株数		
(割当予定先)	R-1 合同会社	5,000,000 株
	谷内田澄男	3,000,000 株
	佐久間浩人	1,000,000 株

以 上